

第七十五回 帝國議會
衆議院

所得稅法改正法律案外三十件委員會議錄(速記)第一回

付託議案
所得稅法改正法律案(政府提出)(第七號)
法人稅法案(政府提出)(第八號)
特別法人稅法案(政府提出)(第九號)
外貨債利子特別稅法案(政府提出)(第十號)
配賦利子特別稅法案(政府提出)(第十一號)
稅法中改正法律案(政府提出)(第十二號)
相續稅法中改正法律案(政府提出)(第十三號)
建築稅法中改正法律案(政府提出)(第十四號)
稅法中改正法律案(政府提出)(第十五號)
臨時稅法中改正法律案(政府提出)(第一號)
利得稅法中改正法律案(政府提出)(第二號)
地稅法中改正法律案(政府提出)(第三號)
營業稅法中改正法律案(政府提出)(第四號)
清涼飲料稅法中改正法律案(政府提出)(第五號)
砂糖消費稅法中改正法律案(政府提出)(第六號)
消費稅法中改正法律案(政府提出)(第七號)
稅法中改正法律案(政府提出)(第八號)
紙稅法中改正法律案(政府提出)(第九號)
印製品稅法中改正法律案(政府提出)(第十號)
遊物稅法中改正法律案(政府提出)(第十一號)
飲食稅法中改正法律案(政府提出)(第十二號)
稅法中改正法律案(政府提出)(第十三號)
發油稅法中改正法律案(政府提出)(第十四號)
通行號

明治四十年法律第十五號中改正法律案(政府提出)(第一號)
骨董稅法中改正法律案(政府提出)(第二號)
明治四十年法律第十五號中改正法律案(政府提出)(第三號)
狗飼稅法中改正法律案(政府提出)(第四號)
明治四十年法律第十五號中改正法律案(政府提出)(第五號)
大正九年法律第五十一號中改正法律案(內地
臺灣又八種太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ內地
稅免除ニ關スル件)(政府提出)(第六號)
支那變特別稅法及臨時租稅增徵法廢止法律
案(政府提出)(第七號)
營業稅法廢止法律案(政府提出)(第八號)
收益稅法廢止法律案(政府提出)(第九號)
本利子稅法廢止法律案(政府提出)(第十號)
人資本稅法廢止法律案(政府提出)(第十一號)
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)(第
十二號)

		會議
昭和十五年二月十四日(水曜日)午後一時十 八分開議		
出席委員左ノ如シ		
委員長 堀切善兵衛君		
		理事小山倉之助君
		理事濱野徹太郎君
		理事木村 淳七君
		理事高橋熊次郎君
		理事小笠原三九郎君
		理事河野 密君
		長野 高一君
		成島 勇君
		櫻井兵五郎君
		澤田 利吉君
		中川 重春君
		石井徳久次君
		池本甚四郎君
		中島彌國次君
		内藤 正剛君
		中村三之丞君
		上田 孝吉君
		山川頼三郎君
		豊田 收君
		川崎 克君
		長野 長廣君
		津倉 龜作君
		森田 福市君
		田中 好君
		渡邊玉三郎君
		瀧澤 七郎君
		西川 貞一君

小見山七十五郎君	鈴木	英雄君
佐竹	晴記君	坂
道家齊一郎君	藤本	捨助君
北勝太郎君	武田德三郎君	
二月十三日委員川崎末五郎君及松浦伊平君辭任ニ付其ノ補闕トシテ中島彌園次君及鈴木英雄君ヲ議長ニ於テ選定セリ		
出席國務大臣左ノ如シ		
出席政府委員左ノ如シ		
大藏政務次官	木村	
大藏參與官	松田	正一君
大藏省主税局長	大矢半次郎君	
大藏書記官	田中	豊君
大藏書記官	山田	義見君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ		
所得稅法改正法律案(政府提出)		
法人稅法案(政府提出)		
特別法人稅法案(政府提出)		
外貨債特別稅法案(政府提出)		
相續稅法中改正法律案(政府提出)		
建築稅法案(政府提出)		
鑄區稅法案(政府提出)		
臨時利得稅法中改正法律案(政府提出)		
營業稅法案(政府提出)		
地租法中改正法律案(政府提出)		
酒稅法案(政府提出)		
清涼飲料稅法中改正法律案(政府提出)		
砂糖消費稅法中改正法律案(政府提出)		
織物消費稅法中改正法律案(政府提出)		
揮發油稅法中改正法律案(政府提出)		
物品稅法案(政府提出)		
遊興飲食稅法案(政府提出)		
取引所稅法中改正法律案(政府提出)		

通行稅法案(政府提出)	印紙稅法中改正法律案(政府提出)
入場稅法案(政府提出)	骨牌稅法中改正法律案(政府提出)
狩獵法中改正法律案(政府提出)	明治四十四年法律第四十五號中改正法律案(砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件)(政府提出)
大正九年法律第五十一號中改正法律案(内地臺灣又ハ韓太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内國稅免除ニ關スル件)(政府提出)	支那事變特別稅法及臨時租稅增徵法廢止法律案(政府提出)
營業稅法廢止法律案(政府提出)	資本利子稅法廢止法律案(政府提出)
法人資本稅法廢止法律案(政府提出)	臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)
○堀切委員長 ソレデハ是ヨリ稅制特別委員會ヲ開會致シマス、本日ハ先づ大藏大臣ノ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス——大藏大臣	○堀切委員長 ソレデハ是ヨリ稅制特別委員會ヲ開會致シマス、本日ハ先づ大藏大臣ノ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス——大藏大臣

○櫻内國務大臣 本案ノ説明ヲ申上ダマス、中央地方ヲ通ズル稅制ノ一般的の改正ニ關スル諸法律案ニ付キマシテハ、曩ニ本會議ニ於テ大體ノ説明ヲ致シタノデアリマスガ、此ノ機會ニ於テ少シク數衍シテ説明致シタ	臣
イト存ジマス	
曩ニモ申述ベマシタ如ク、今回ノ稅制改正ハ負擔ノ均衡、經濟諸政策トノ調和、收入ノ増加ト彈力性アル稅制ノ樹立、並ニ稅制ノ簡易化ト云フ四ツノ事項ヲ目標ト致シマシテ、國稅地方稅ノ全般ニ瓦リ、根本的ノ検討ヲ加ヘテ、有效適切ナル改正ヲ斷行シ以テ多年ノ懸案タル諸問題ヲ解決スルト共	
ニ、長期建設ノ段階ニアル我國現下ノ財政	

經濟諸事情ニ即應スル稅制ヲ整備確立セン	トトスルト共ニ、出來得ル限リ源泉ニ於テ
トルモノニアリマス、隨ヒマシテ其ノ内容ハ極メテ廣汎ニ亘ツテ居リマスノミナラズ、根本的ノ改正ヲ加ヘタ點ガ多々アルノデアリマス、以下改正ノ内容ニ付キ、稍シテ御説明申上ゲルコト致シマス	スルモノハ現行ノ直接國稅ノ體系ヲ改組ヲ成スモノハ現行ノ直接國稅ノ體系ヲ改組ニアリマス、以下改正ノ内容ニ付キ、稍シテ御説明申上ゲルコト致シマス
詳細ニ御説明申上ゲルコト致シマス	スル件(政府提出)
大正九年法律第五十一號中改正法律案(砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件)(政府提出)	大正九年法律第五十一號中改正法律案(砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件)(政府提出)
○櫻内國務大臣 本案ノ説明ヲ申上ダマス、中央地方ヲ通ズル稅制ノ一般的の改正ニ關スル諸法律案ニ付キマシテハ、曩ニ本會議ニ於テ大體ノ説明ヲ致シタノデアリマスガ、此ノ機會ニ於テ少シク數衍シテ説明致シタ	○櫻内國務大臣 本案ノ説明ヲ申上ダマス、中央地方ヲ通ズル稅制ノ一般的の改正ニ關スル諸法律案ニ付キマシテハ、曩ニ本會議ニ於テ大體ノ説明ヲ致シタノデアリマスガ、此ノ機會ニ於テ少シク數衍シテ説明致シタ
イト存ジマス	イト存ジマス
曩ニモ申述ベマシタ如ク、今回ノ稅制改正ハ負擔ノ均衡、經濟諸政策トノ調和、收入ノ増加ト彈力性アル稅制ノ樹立、並ニ稅制ノ簡易化ト云フ四ツノ事項ヲ目標ト致シマシテ、國稅地方稅ノ全般ニ瓦リ、根本的ノ検討ヲ加ヘテ、有效適切ナル改正ヲ断行シ以テ多年ノ懸案タル諸問題ヲ解決スルト共	曩ニモ申述ベマシタ如ク、今回ノ稅制改正ハ負擔ノ均衡、經濟諸政策トノ調和、收入ノ増加ト彈力性アル稅制ノ樹立、並ニ稅制ノ簡易化ト云フ四ツノ事項ヲ目標ト致シマシテ、國稅地方稅ノ全般ニ瓦リ、根本的ノ検討ヲ加ヘテ、有效適切ナル改正ヲ断行シ以テ多年ノ懸案タル諸問題ヲ解決スルト共
ニ、長期建設ノ段階ニアル我國現下ノ財政	ニ、長期建設ノ段階ニアル我國現下ノ財政

業所得ニ付テハ百分ノ八・五、營業所得以外ノ事業所得即チ農業、漁業等ノ原始產業ノ所得、醫師、辯護士等ノ自由職業ノ所得、賞與等ノ勤勞所得ニ付テハ、最モ輕キ百分ノ六ノ稅率ニ依ルコトト致シマシタ、尤モ事業所得中ニ於キマシテモ少額ノモノハ勤勞所得ニ準ズルヲ適當ト認メ、其ノ金額千圓以下ナルトキハ百分ノ六ノ稅率ニ依ルコト致シタノデアリマス、尙ホ配當利子所得中、國債及ビ地方債ニ付テハ、從來ノ例ニ依リ稅率ヲ輕減スルコトトシ、又今回新ニ課稅スルコトト致シマシタ元本一定額以上ノ銀行貯蓄預金、產業組合貯金等ノ利子ニ付テハ一般ノ半額程度、即チ百分ノ五ノ稅率ニ依ルコト致シタノデアリマス
次ニ不動產所得ト配當利子所得ニ付テハ、其ノ資產所得タル性質ニ顧ミ、源泉課稅ヲ爲スモノニ付テハ免稅點ヲ設ケズ、賦課決定ニ依リ課稅スルモノニ付テハ、徵稅ノ便宜上、百圓ノ免稅點ヲ設クルコトト致シマシタ、而シテ勤勞所得ト事業所得ニ付キマシテハ、所得ヨリソレヽ六百圓及び四百圓ノ基礎控除ヲ爲スコトニ依リ、極ク少額ノ所得ニ免稅スルト共ニ、分類所得稅ノ負擔ヲシテ累進的ナモノトシ、以テ比較的大イニ擴充スルコトト致シマシタ、即チ現策等ノ見地カラ考ヘテモ、此ノ際適當ナコトト認メラレマスノデ、扶養控除ノ制度ヲトハ、負擔ノ平衡ノ上カラ見テモ亦人口政策等ノ見地カラ考ヘテモ、此ノ際適當ナコトハ、負擔ノシテ累進的ナモノトシ、以テ比較的大イニ擴充スルコトト致シマシタ、即チ現行所得稅ニ於テハ三千圓以下ノ所得者ニ限

リ、控除ヲ認メルコトナツテ居リマスガ、
今回ハ五千圓程度以下ノ所得者、即チ綜合
所得稅ノ課稅ヲ受ケザル者全部ニ之ヲ及ボ
スコトトシ、又妻ニ付テモ新ニ控除ヲ認ム、
ルト共ニ扶養家族一人當リノ控除額モ、著
シク増加スルコト致シテ居リマス、而シ
テ其ノ控除ノ方法ハ徵稅技術上ノ便宜等ヲ
考慮シテ、算出稅額ヨリ一人當リ百五十圓
ノ百分ノ八、即チ一二圓ヲ控除スルコトト
致シテ居ルノデアリマスガ、之ヲ所得額ニ
付テ見マスルト、現行ハ百圓ノ控除ナルニ
對シ、勤勞所得ハ二百圓、其ノ他ハ大體百
五十圓程度ノ控除ト相成ルノデアリマス
次ニ分類所得稅ノ徵稅方法トシテハ、出
來得ル限り源泉課稅ノ方法ヲ採用スルコト
トシ、以テ納稅ノ簡易化ヲ期スルコトト致
シマシタ、即チ從來ノ第二種所得稅ニ於ケ
ル公社債、銀行預金ノ利子等ノ外ニ、配當
ニ付テモ源泉課稅ニ依ルコト致シマシタ
シマシタ、即チ從來ノ第二種所得稅ニ付テ
外、新ニ俸給、給料、賞與等ノ勤勞所得ニ付テ
モ源泉課稅ノ方法ヲ採用スルコト致シタノ
デアリマス、而シテ其ノ他ノ所得、即チ不動產
所得、事業所得等ニ付キマシテハ、前年ノ
實績ニ依ツテ賦課徵收スルコトニ致シテ居
リマス、尙ホ山林ノ所得ト退職所得ハ、其ノ
他ノ所得ト餘程性質ヲ異ニスルモノガアリマ
スノデ、之ヲ他ノ所得ト區分シ、ソレハ
其ノ性質ニ應ジテ適當ナル稅率、基礎控除
等ヲ採用シテ居ルノデアリマス
次ハ綜合所得稅デアリマス、分類所得稅
ハ比例稅率ニ依ルモノデアリマスカラ、是
ノミヲ以テシテハ所得ノ大小ニ因ル負擔力
ノ差異ニ應ズル課稅ヲ缺クコトニナリマス
ノデ、別ニ各人ニ付總テノ所得ヲ綜合シテ、
相當額以上ノ所得者ニ限り、累進稅率ヲ以

テ課税スルコトシ、以テ大所得ニ重課シ
テ、所得階級間ノ負擔ノ均衡ヲ圖ル必要ガ
アルト思フノデアリマス、仍テ大體現行第
三種所得稅ノ例ニ依リ綜合所得稅ヲ設
ケ、五千圓以上ノ所得者ニ限り五千圓ヲ超
ユル部分ノ所得ニ對シ、百分ノ十乃至百分
ノ六十五ノ超過累進稅率ニ依リ課稅スルコ
トト致シマシタ

而シテ現行ノ第三種所得稅ニ比シ變更シ
タ事項中主ナルモノニ付テ説明ヲ致シマス
ルニ、先ツ第一ハ公社債、銀行預金ノ利子等
ニ付テモ綜合課稅ノ建前ヲ採用スルコトニ
致シタ點デアリマス、御承知ノ如ク是等ノ
所得ニ對シテハ現行制度ニ於キマシテハ、
第二種所得稅トシテ比例稅率ニ依ル源泉課
稅ノミヲ行ツテ居ルノデアリマスガ、負擔
ノ均衡ヲ圖リ、彈力性アル稅制ヲ樹立スル
等ノ見地ヨリ、是等ノ所得ニ付テモ此ノ際
綜合課稅ヲ行ヒ、累進稅率ニ依リ課稅スル
コトト致シタ次第デアリマス、併シナガラ
是ハ多年ニ亘ツテ實施シテ來タ制度ヲ變更
スルコトデアリ、各方面ニ影響スル所モ少
クナイト認メラレマスノデ、綜合ニ際シテハ
所得金額ノ四割ヲ控除シテ課稅スルコトト
致シマシタ外、尙ホ當分ノ内納稅義務者ノ
申請アル場合ハ、綜合課稅ニ代ヘ、分類所
得稅ノ外ニ百分ノ十五ノ稅率ニ依リ源泉ニ
於テ課稅スルノ途ヲ講ズルコトトシ、斯
クシテ成ベク急激ナル變化ヲ避クルコトニ
依ツテ國債ノ消化、貯蓄ノ獎勵等ニ支障ヲ
來サザルヤウ萬全ノ留意ヲ致シタ次第デア
リマス

ヲ控除シテ課税スルコトニ致シテ居ルノデ
アリマスガ、一律ニ二割ノ控除ヲ爲スコト
ニハ、負擔ニ依ツテ株式等ヲ取得シタ者ト
ニナリマスノデ、相當高度ノ累進税率ニ依
ツテ課税致シマスル綜合所得稅ニ於テハ、
二割控除ヲ廢止シテ株式等ノ取得ニ要シタ
負債ノ利子ヲ控除スルコトト致シタ次第デ
アリマス

次ニ法人ヨリ受クル清算分配金等ハ之ヲ
配當ト看做シテ所得稅ヲ課スルコトト致シ
テ居リスマスガ、綜合所得稅ニ於テハ他ノ所
得ト分離シテ課税スルコトト致シマシタ、
又勤勞所得ニ付テハ總所得金額一万圓以下
ナルトキ一割ノ控除ヲ行フコトニ改メ、其
ノ他總テノ所得ニ付原則トシテ前年中ノ實
蹟ニ依ツテ課税スルコトニ統一スルト共
ニ、減損更訂ノ制度ハ之ヲ廢止シテ、別ニ
災害等ノ原因ニ因リ著シク納稅資力ヲ喪失
シタリト認メラルモノニハ、所得稅ヲ輕減
免除スルノ途ヲ拓クコトト致シテ居ルノデ
アリマス

次ハ法人稅デアリマス、御承知ノ如ク現
行稅制ニ於キマシテハ、法人ニ對シテハ其
ノ所得ニ付所得稅ヲ、純益ニ付、營業收益
稅ヲ資本ニ付法人資本稅ヲ賦課シテ居ルノ
デアリマスガ、元來法人ハ個人ト其ノ性質
ヲ餘程異ニシ、個人ノ場合ニ於ケルガ如ク
所得ノ種類及ビ大小ニ應ジテ課税ヲ異ニス
ル等ノ必要モアリマセヌノデ、所得稅ハ原則
トシテ個人ニ付テノミ課税スルコトトシ、
法人ニ付テハ其ノ本質ニ顧ミ獨自ノ課税
機構ヲ用フルヲ適當ト認メ、法人稅ヲ創
設シテ、現行第一種所得稅及ビ法人資
本稅ヲ一括シテ課税スルコトト致シタ

アリマス、即チ法人税ハ法人ノ各事業年度ノ所得及ビ生産所得竝ニ各事業年度ノ資本ニ對シ賦課スルコトトシ、其ノ税率ハ事業ニ對スル影響等ヲ十分考慮シテ、一般法人ノ所得ニ付テハ百分ノ十八ト致シ、資本ニ付テハ現行千分ノ一。ニヲ千分ノ一・五ニ引上ダルコト致シタノデアリマス
次ニ法人所得ノ計算上現行ニ比シニツノ點ニ於テ改正ヲ加フルコトト致シマシタ、其ノ第一點ハ税金ノ控除ヲ如何ニスルカニ關シテデアリマス、御承知ノ如ク現行第一種所得税ニ於キマシテハ、所得ノ計算上其ノ期ニ納付シタル所得税、臨時利得税等ヲ損金トシテ控除スルコトトナツテ居ルノデアリマスガ、斯ノ如キ計算方法ニ依リマスルト、法人ノ負擔關係ガ至極明瞭ヲ缺クノミナラズ、相當高クナツタ税率ノ下ニ於テハ、税負擔ノ爲ニ利益ノ著シキ波動ヲ來シ、負擔ノ衝平ヲ缺クヤウナ場合モ生ジマスルノデ、此ノ際法人租税負擔ノ適正明確ヲ期スル爲、法人ノ税金ハ其ノ課税ノ對象タル利益ノ生ジタ事業年度ニ於ケル其ノ利益ヨリ納付セシムル趣旨ニ依リ、所得ノ計算上法人税ハ之ヲ損金トシテ控除セザルコトニ改メタノデアリマス、尤モ臨時利得税ハ時局ノ影響等ニ因ツテ増加シタ利得ニ對シ課税セントスルモノデアリマシテ、先づ之ヲ納付セシヌタ後、法人税ヲ賦課スベキモノト認メラレマスノデ、現在ハ所得税ト同ジク其ノ事業年度ニ於テ納付シタル臨時利得税ヲ所得ノ計算上控除スルコトニナツテ居リマスノヲ、今回ハ既納ノ臨時利得税ノ控除ハ之ヲ認メズ、其ノ代リニ利益カラ其ノ期分ノ臨時利得税額ヲ控除シタル殘額ヲ課税標準トシテ之ニ法人税ヲ賦課スルコトト

致シタノデアリマス、尙ホ法人税臨時利得税以外ノ諸税ヲ損金トシテ控除スルコトハ現行ト同様デアリマス
法人所得計算方法ニ關スル改正ノ第二點ハ、缺損金ノ繰越控除ヲ認メタコトデアリマス、即チ現行税法ニ於キマシテハ、法人ノ所得ハ各事業年度毎ニ打切り計算スルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、法人企業ノ實情ニ十分應ジ難キ場合モアリマスノデ、此ノ際右ノ原則ニ或ル程度ノ例外ヲ設ケ、前一年内ニ生ジタ缺損金ハ現事業年度ノ利益ト通算シテ所得ヲ計算スルコトニ致シタノデアリマス、尙ホ法人ノ受クル配當利子所得ニ付キマシテハ、其ノ性質徵稅技術等ニ顧ミ、源泉ニ於テ課稅スルヲ適當ト認メ、個人ト同ジク分類所得稅ヲ賦課スルコト致シテ居ルノデアリマスガ、負擔ノ重複ヲ避ケル爲其ノ稅額ハ之ヲ法人稅額ヨリ控除スルコト致シテ居リマス、法人稅ハ以上ノ外大體現行ノ第一種所得稅及ビ法人資本稅ノ例ニ依ルコト致シテ居リマス
次ニ現行臨時利得稅ハ利得ヲ甲種及び乙種ニ分チ、ソレド^ム基準年度、稅率等ヲ異ニシテ課稅シテ居ルノミナラズ、一面法人ニ付テハ高率ノ利益ニ對シテ課稅スル超過所稅モアリマシテ、極メテ複雜ノ制度トナツテ居リマスノデ、此ノ際課稅ノ適正簡明ヲ期スル爲、臨時利得稅ヲ改組シテ、昭和四五年ト云フ古キ年度ヲ基準年度トスル甲種利得ノ制度ハ之ヲ廢止スルト共ニ、超過所得稅ヲ之ニ統合シテ課稅スルコトト致シタノデアリマス、又法人ノ利益ノ計算ニ付キマシテハ、法人稅ニ於ケルト同ジク、其ノ負擔ノ適正明確ヲ期スル趣旨ニ依リ、法人税及び臨時利得稅ハ之ヲ損金トシテ控除

セザルコトニ改メタノデアリマス、而シテ
法人ノ利益中資本金額ノ年一割ヲ超ユル全
額及ビ事變前三年間ノ利益率ヲ超ユル金額
ヲ利得トシテ、之ニ對シ百分ノ二十五乃至
百分ノ六十五ノ税率ニ依リ賦課スルコトナ
シ、以テ事變ノ影響等ニ因リ利益ノ増大シ
タルモノニ對シ重課シテ、事變下ニ於ケル
負擔ノ調整ヲ圖ルコト致シタノデアリマス
ス、尤モ資本金十万圓以下ノ小法人ニ付テ
ハ右ノ税率ヲソレバ百分ノ十程度輕減スル
ルコトニ致シテ居リマス

次ニ個人ノ營業利得ニ對スル臨時利得税
ニ付キマシテハ、法人ニ於ケルト同様甲種
利得ノ制度ヲ廢止スルト共ニ、新規ノ營業者
者又ハ營業ヲ擴張シタルモノ等ニ苛酷トナ
ラザルヤウ事變前三年間ノ平均利益ガ七千
圓又ハ現年分ノ利益ノ三分ノ一ニ相當スル
ル金額中、何レカ多額ナル一方ノ金額ニ達
セザル時ハ其ノ何レカ多額ナル一方ノ金
額ヲ平均利益トシテ控除スルコトニ改メタ
ノデアリマス、而シテ其ノ税率ハ現行百分
ノ二十五ヲ、百分ノ三十二引上グルコトト
致シマシタ

次ニ産業組合、商業組合、工業組合、貿易
組合、漁業協同組合、蠶絲共同施設組合、
産業組合中央金庫等ノ特別ノ法人ニ對シテ
ハ、各種ノ租稅ヲ免除シテ居ルノデアリマ
スガ、一般國民負擔ノ增加ニ伴ヒ時局ニ顧
ミ、當分ノ内應分ノ負擔ヲ爲サシメルヲ滴
當ト認メラレマスノデ、此ノ際特別法人稅
ヲ創設シテ是等ノ法人ノ剩餘金ニ對シ、一
般法人ノ半額程度、即チ百分ノ九ノ税率ニ
依リ課稅スルコト致シタノデアリマス、
尤モ剩餘金ノ計算ニ當リマシテハ、是等法
人ノ本旨ニ顧ミ、其ノ取扱ツタ事業ノ分量

ニ對シテ爲スペキ配當ハ、之ヲ損金トシテ
控除スルコトトシ、又は等ノ法人中産業組
合、商業組合等ノ單位組合ニ對シマシテハ、
其ノ剩餘金ガ年三分以下ノトキハ免稅スル
コトニ致シテ居ルノデアリマス、特別法人
稅以外ノ諸稅ニ付キマシテハ、現行ト同
ジク免稅ヲ存置スルコトニ致シテ居リマス
次ニ尙ホ稅制ノ簡易化ヲ期スル爲、現在
ノ利益配當稅ト公債及社債利子稅トハ、之
ヲ統合シテ配當利子特別稅トシテ課稅スル
コトト致シマシタ、尙ホ現在ノ利益配當稅
ハ、配當率年七分ヲ超ニル利益配當ニ付キ賦
課シテ居ルノデアリマスガ、今回分類所得
稅ニ於テ利益ノ配當ニ對シ、新ニ一割ノ源
泉課稅ヲ行フコトト致シマシタノデ、此ノ
點ヲモ考慮シテ配當金中、配當率年一割以
下ノ分ニ對スル課稅ハ、之ヲ廢止スルコト
ト致シタノデアリマス

次ニ外貨債特別稅ハ、利率年五分ヲ超ニル
外貨國債ノ利子、五分五厘ヲ超ニル其ノ他
ノ外貨債ノ利子ニ對シ、賦課シテ居ルノデ
アリマスガ、最近ノ實情ニ顧ミ外貨國債ニ
付テハ四分ヲ超ニルモノ、其ノ他ノ外貨債
ニ付テハ四分五厘ヲ超ニルモノニ對シ課稅
スルト共ニ、此ノ際内地居住者ノ所有ニ屬
シタノデアリマス

次ハ相續稅ニアリマス、御承知ノ如ク相
續稅ニ付キマシテハ、昭和十二年臨時租稅
増徵法ニ依リ、相當ノ増徵ヲ致シタノデア
リマスガ、一般國民ノ負擔ヲ増加セシムル
ノ餘儀ナキ事情ニアリマス此ノ際トシテハ、
相續稅ニ付テモ相當ノ増徵ヲ行フヲ適當ト
認メマシテ、總稅額ニ於テ大體三割程度ノ
增收ヲ圖ルコトト致シタノデアリマズ、尙

ホ相續税ニ付キマシテハ、次ノ二點ニ於テ
改正ヲ加ヘルコトト致シマシタ、其ノ第一
ハ新ニ家族控除ノ制度ヲ認メタコトデアリ
マス、即チ課税價格五万圓以下ノ死亡ニ因
ル家督相續、並ニ三万圓以下ノ死亡ニ因
遺產相續ニ付キマシテ、一定條件ノ下ニ扶
養家族一人ニ付キ千圓ノ控除ヲ認メルコト
ニ依リマシテ、小資產ノ負擔増加ヲ緩和ス
ルコトト致シタノニアリマス、第二ニハ一
定期間内ニ行ハレタ贈與ハ、之ヲ合算シテ
課税スルコトトシ、以テ相續財產ノ分割ニ
因ル負擔回避ノ弊ヲ除去スルコトト致シタ
ノニアリマス

次ハ鑛業税ノ改正ニアリマス、御承知ノ如
ク現行制度ニ於テハ、鑛業ニ付キマシテハ
營業収益税ヲ課セズシテ、鑛產物ニ對シテ
鑛產稅又ハ特別鑛產稅ヲ賦課スルコトニ
相成ツテ居リマスガ、所得稅制度ノ改組、
鑛業稅ノ創設等ニ伴ヒマシテ、此ノ際鑛產
稅ノ制度ヲ廢止シ、鑛業ニ對シテモ一般ノ營
業ト同ジク、是等ノ租稅ヲ賦課スルコトニ
改メ、以テ其ノ負擔ヲ適正ヲ圖ルコトト致シ
マシタ、併シナガラ鑛業ニ對スル特別ノ課
稅トシテ、現行ノ鑛區稅及ビ砂鑛區稅ハ、
其ノ儘之ヲ存置スルヲ適當ト認メラレマス
ノデ、此ノ際法規ノ簡易化ニ資スル趣旨ヲ
モ含メテ、現行鑛業法中ニ於ケル鑛區稅ニ關
スル規定竝ニ砂鑛區稅法及ビ臨時租稅措置
法中ニ於ケル、特別砂鑛區稅ニ關スル規定
ヲ統合シテ、鑛區稅法ヲ制定スルコト致
シタノニアリマス、尙ほ鑛業ニ對スル課稅
制度ノ改正ニ伴ヒマシテ、鑛業者ノ負擔ニ
增加ヲ來ス場合モアリマスノデ、此ノ際時
局ニ緊要ナル鑛業物ノ採掘事業ニ對シテハ、
後ニ説明致シマス如ク、ソレド_ト適當ト認

ムル課稅ノ輕減、又ハ免除ノ途ヲ講ズルコ
トト致シテ居リマス
次ニ取引所稅中取引所營業稅制度ノ改正
ニ付キ説明致シマス、取引所ニ對シマン
テハ、一般ノ營業収益稅ヲ課セズシテ、取
引所營業稅ヲ賦課シテ居ルノデアリマスガ、
ルコトト致シタノニアリマス、第二ニハ一
今回直接稅體系ノ改組、地方稅制度ノ改正等
ニ伴ヒ、取引所ノ營業ニ付テモ一般ノ例ニ
依リ、法人稅及ビ營業稅ヲ賦課スルコトト
致シ、尙ホ是ト共ニ從來ノ取引所營業稅ハ
之ヲ取引所特別稅ト改稱シテ、取引所ニ對
スル特權料のナ課稅トシテ存置スルコトト
致シ、新ニ其ノ稅率ヲ賣買手數料收入金額
ノ百分ノ十二ト定ムルコトト致シタ次第デ
アリマス、尙ホ會員組織ノ取引所ニ付テ
ハ、從來ト同ジク取引所特別稅ヲ課稅セザ
ルコトト致シテ居リマス
次ニ間接國稅ノ改正ノ概要ニ付キ説明致
シマス、間接稅ニ付キマシテモ、此ノ際國
庫收入ノ增加ヲ圖ルト共ニ、消費ノ抑制等
ニ資スル趣旨ニ依リマシテ、各稅ニ瓦リ相
當ノ增徵ヲ行フコトト致シタノニアリマス
ガ、戰時國民生活ノ確保、物價政策トノ調
和等ヲ考慮シテ、課稅物件ノ選擇、各稅ノ
增徵割合等ニ付十分ノ留意ヲ致シタノニア
マス、即チ主トシテ奢侈的消費、又ハ此
ニ付テハ造石稅ノミヲ課スルコトトシ、濁酒
果實酒ニ付テハ其ノ製造及ビ販賣ノ實情ニ
顧ミ、庫出稅ノミヲ課スルコトトシ、濁酒
ニ付テハ造石稅ノミヲ課スルコトト致シテ
居リマス、第二ニハ稅率ノ改正ニアリマス、
增徵ヲ行フコトトシ、各酒類ニ付キ負擔ノ
均衡ニ留意シツツソレ_ト、適當ト認ムル稅
率ヲ定ムルコトト致シテ居リマス、其ノ他
各酒類ノ取引ノ實情ニ應ジテ、造石稅ノ納
稅ニ付キマシテハ、昭和六年、稅率ノ引下
行フト共ニ、其ノ將來ノ改良發達ニ資ス
ルコトト致シタ次第ニアリマス、織物消費
稅スルコトト致シ、以テ糖業ノ現狀ニ即應セ
シムルト共ニ、其ノ非課稅範圍ヲ擴張セラ
レ、爾來最近數次ノ增稅ニモ拘ラズ、是ガ
增徵ハ見合ハサレテ參ツタノニアリマスガ、
今回更ニ各稅ニ瓦リ相當ノ增稅ヲ行フコト
致シタノニアリマス、即チ其ノ稅率從價
百分ノ九ヲ百分ノ十二引上ダルト共ニ、從

含有飲料稅法、支那事變特別稅法、臨時租
稅增收法、其ノ他多數ノ法規が存在シ複雜
ヲ極メテ居ルノデアリマスガ、此ノ際稅制
ノ簡旨化ヲ圖ル爲、是等ノ諸法律ヲ單一稅
法ニ統一シテ、新ニ酒稅法ヲ制定セントス
ルモノニアリマス、而シテ酒類ニ對スル課
稅ノ方法及び内容等ニ於キマシテ種々ノ改
正ヲ加ヘテ、最近ノ事態ニ即應セシムルコ
トト致シテ居ルノニアリマスガ、以下其ノ
致シ、尙ホ是ト共ニ從來ノ取引所營業稅ハ
之ヲ取引所特別稅ト改稱シテ、取引所ニ對
スル特權料のナ課稅トシテ存置スルコトト
致シ、新ニ其ノ稅率ヲ賣買手數料收入金額
ノ百分ノ十二ト定ムルコトト致シタ次第デ
アリマス、尙ホ會員組織ノ取引所ニ付テ
ハ、從來ト同ジク取引所特別稅ヲ課稅セザ
ルコトト致シテ居リマス
次ニ間接國稅ノ改正ノ概要ニ付キ説明致
シマス、間接稅ニ付キマシテモ、此ノ際國
庫收入ノ增加ヲ圖ルト共ニ、消費ノ抑制等
ニ資スル趣旨ニ依リマシテ、各稅ニ瓦リ相
當ノ增徵ヲ行フコトト致シタノニアリマス
ガ、戰時國民生活ノ確保、物價政策トノ調
和等ヲ考慮シテ、課稅物件ノ選擇、各稅ノ
增徵割合等ニ付十分ノ留意ヲ致シタノニア
マス、即チ主トシテ奢侈的消費、又ハ此
ニ付テハ造石稅ノミヲ課スルコトトシ、濁酒
果實酒ニ付テハ其ノ製造及ビ販賣ノ實情ニ
顧ミ、庫出稅ノミヲ課スルコトトシ、濁酒
ニ付テハ造石稅ノミヲ課スルコトト致シテ
居リマス、第二ニハ稅率ノ改正ニアリマス、
增徵ヲ行フコトトシ、各酒類ニ付キ負擔ノ
均衡ニ留意シツツソレ_ト、適當ト認ムル稅
率ヲ定ムルコトト致シテ居リマス、其ノ他
各酒類ノ取引ノ實情ニ應ジテ、造石稅ノ納
稅ニ付キマシテハ、昭和六年、稅率ノ引下
行フト共ニ、其ノ將來ノ改良發達ニ資ス
ルコトト致シタ次第ニアリマス、織物消費
稅スルコトト致シ、以テ糖業ノ現狀ニ即應セ
シムルト共ニ、其ノ非課稅範圍ヲ擴張セラ
レ、爾來最近數次ノ增稅ニモ拘ラズ、是ガ
增徵ハ見合ハサレテ參ツタノニアリマスガ、
今回更ニ各稅ニ瓦リ相當ノ增稅ヲ行フコト
致シタノニアリマス、即チ其ノ稅率從價
百分ノ九ヲ百分ノ十二引上ダルト共ニ、從

稅物件中第一種玉「ラムネ」ハ、比較的負擔力
ノ少ナキ方面ノ消費ニ屬スト認メラレマス
ノデ、之ニ付テハ増徵セザルコトシ、其
ノ他ノモノ即チ「サイダー」「シトロン」「ソ
ーダ」水等ニ付ギマシテ、大體三割程度ノ增
徵ヲ行フコトト致シタノニアリマス
次ハ砂糖消費稅ニアリマス、申スマデモ
ナク、砂糖ハ必ズシモ營澤品トハ稱シ難イ
ト思フノデアリマスガ、其ノ消費ノ實情等
ノ如ク酒類ニ對スル課稅方法トシテ居リマス
ハ、從來造石稅制度ヲ可トスルカ、或ハ庫
出稅制度ヲ可トスルカニ關シ論議ガ行ハレ
テ來タノデアリマスガ、物品稅ニ於テ庫出
稅ヲ實施致シマシタ事蹟ト業界ノ實情トニ
照シテ考ヘマスレバ、此ノ際一舉ニ庫出稅
制度ニ移行スルコトハ、必ズシモ適當ニア
ラズト認メラレマスノデ、今回ノ改正ニ於
テハ原則トシテ造石稅制度ト、庫出稅制度
トヲ併用スルコトニ致シマシタ、唯麥酒ト
果實酒ニ付テハ其ノ製造及ビ販賣ノ實情ニ
顧ミ、庫出稅ノミヲ課スルコトトシ、濁酒
ニ付テハ造石稅ノミヲ課スルコトト致シテ
居リマス、第二ニハ稅率ノ改正ニアリマス、
增徵ヲ行フコトトシ、各酒類ニ付キ負擔ノ
均衡ニ於キマシテハ其ノ消費ノ性質、實情
等ニ照シ、此ノ際總稅額ニ於テ、三割程度ノ
居リマス、第二ニハ稅率ノ改正ニアリマス、
增徵ヲ行フコトトシ、各酒類ニ付キ負擔ノ
均衡ニ留意シツツソレ_ト、適當ト認ムル稅
率ヲ定ムルコトト致シテ居リマス、其ノ他
各酒類ノ取引ノ實情ニ應ジテ、造石稅ノ納
稅ニ付キマシテハ、昭和六年、稅率ノ引下
行フト共ニ、其ノ將來ノ改良發達ニ資ス
ルコトト致シタ次第ニアリマス、織物消費
稅スルコトト致シ、以テ糖業ノ現狀ニ即應セ
シムルト共ニ、其ノ非課稅範圍ヲ擴張セラ
レ、爾來最近數次ノ增稅ニモ拘ラズ、是ガ
增徵ハ見合ハサレテ參ツタノニアリマスガ、
今回更ニ各稅ニ瓦リ相當ノ增稅ヲ行フコト
致シタノニアリマス、即チ其ノ稅率從價
百分ノ九ヲ百分ノ十二引上ダルト共ニ、從

來ノ非課稅織物ノ範圍ヲ縮小シテ、麻、毛等ヲ使用シタル織物ニ對シ、課稅スルコトニ致シタノデアリマス、尤モ一般大衆ノ消費ニ屬スル「ステープルファイバー」織物、綿織物等ニ付キマシテハ、現行ト同ジク免稅ヲ存置スルコトニ致シテ居リマス

次ニ揮發油稅ニ付キマシテハ、昭和十二年創設以來、一「ガロン」ニ付キ五錢ノ稅率ヲ据置イテ參ツタノデアリマスガ、此ノ際國庫收入ノ増加ヲ圖ルト共ニ、燃料國策ノ遂行ニ資スル趣旨ニ依リ、一「ガロン」ニ付八錢ノ引上ヲ行ヒ、合計十三錢ノ稅率ニ改メントスルモノデアリマス

次ハ物品稅デアリマス、御承知ノ如ク物
品稅ハ、主トシテ奢侈的性質ヲ有スト認メ
ラルル物品、又ハ其ノ消費ガ負擔力ヲ示
ト認メラルル物品ニ對シ課稅スルノ趣旨ニ
依リ、昭和十二年八月北支事件特別稅トシ
テ創設セラレ、其ノ後支那事變特別稅法ニ
引繼ガレ、昭和十三年及ビ昭和十四年ノ兩
度ニ亘リ、其ノ課稅範圍ヲ擴張セラレテ來
タノデアリマスガ、此ノ際奢侈的消費ニ重課
スルヲ趣旨ニ依リ、其ノ課稅の物品中奢侈
的性質ノ濃厚ナリト認メラルル貴金屬製品等
ノ、第一種甲類ノ物品竝ニ寫真機、蓄音器
等ノ第二種甲類ノ物品ニ對スル稅率ヲ、從
價百分ノ十五ヨリ百分ノ二ニ引上グルコ
トト致シタノデアリマス、而シテ課稅範圍
ノ擴張ハ、物價政策トノ調和等ヲ考慮シテ、
之ヲ最小限度ニ止ムルコト致シ、補足的
ナ意味ニ於テ象牙製品、七寶製品及ビ琥珀
製品ヲ第一種甲類ニ追加シテ、百分ノ二十
ノ稅率ニ依リ課稅スルコトトシ、第一種乙
類トシテ一定價格以上ノ菓子、愛玩用動物、
穀栽及鉢植類ヲ追加シテ、百分ノ十ノ稅率

ニ依リ課税スルコトトシ、更ニ第二種乙類
トシテ高級ノ化粧石鹼、煉歯磨及ビ水齒磨、
高級ノ綠茶等ニ付、百分ノ十ノ税率ニ依リ
製造場ヨリ移出ノ際課税スルコト致シテ居
リマス、而シテ第二種ヲ物品中、飴、葡萄糖及
ビ麥芽糖ニ付キマシテハ砂糖消費稅ノ増徵トノ
ト錢程度引上ガルコトト致シマシタ、尙ホ
酒類ニ付テハ之ヲ酒稅ニ統合シテ、庫出稅
トシテ課税スルコト致シマシタ關係上、
酒類ニ對スル物品稅ノ規定ハ之ヲ廢止スル
コトト致シタ次第アリマス

次ニ遊興飲食稅ハ昨年ノ議會ニ於テ御協
賛ヲ經、同年四月ヨリ之ヲ實施シテ參ツタ
ノデアリマスガ、最近此ノ種ノ消費ハ増大
ノ傾向ニアリマシテ、此ノ際之ニ對スル課
稅ヲ相當大幅ニ増徵シテ、此ノ種消費ノ抑
制ニ資スルト共ニ收入ノ增加ヲ圖ルコトハ、
極メテ妥當ナ措置ト信ジマスルガ故ニ、稅
率ヲ五割程度引上げ、藝妓ノ花代ニ對スル
現行稅率百分ノ二十一ハ、之ヲ百分ノ三十トシ
其ノ他ノ料金ニ對スル現行稅率百分ノ十八、
之ヲ百分ノ十五トスルト共ニ、飲食ニ對ス
ル免稅點ヲ改正シテ、藝妓ノ花代ヲ伴フ飲
食ノ料金及ビ「カフェー」、「バー」等ニ於ケル
料金ニ付テハ、免稅點ヲ設ケザルコトトシ、
又一般ノ飲食ニ付テモ五圓ノ免稅點ヲ三圓
ニ引下グルコト致シテ居ルノデアリマス

次ハ入場稅アリマス、入場稅ハ劇場、活動
寫眞館、競馬場等ノ入場者竝ニ舞踏場、「ゴル
フ」場等ノ設備利用者ニ對シ課税スルモノデ
アリマスガ、此ノ種ノ消費行爲ハ尙ホ相當ノ
擔稅餘力アリト認メラレマスガ故ニソレゾ
レ稅率ノ改正及ビ免稅點ノ引下ヲ行フコト
ト致シタ次第アリマス、即チ先づ劇場活

動寫真館、競馬場等ノ入場者ニ對シテハ免稅點ヲ多少引下ゲテ大體二十錢以上ノ入場料ニ付キ課稅スルコトニ改ムルト共ニ、一圓未滿ノ入場料ニ付テハ百分ノ十ノ稅率ヲ据置キ、入場料ガ一圓以上三圓未滿ナルトキハ、百分ノ二十ニ、三圓以上ナルトキハ百分ノ三十ニ引上グルコトトシ、又舞踏場、「ゴルフ」場等ノ設備利用者ニ對シテハ、現行百分ノ十ノ稅率ヲ百分ノ二十二ニ引上グルコトニ致シタノデアリマス
次ハ通行稅デアリマスガ、一般ニ增稅ヲ行ヒマスル際デアリマスノデ、本稅ニ付モ相當程度ノ增徵ヲ行ヒ、國庫收入ノ增加ヲ圖ルコト致シマシタ、即チ其ノ稅率ヲ相當引上グルト共ニ、新ニ四十杆以上五十杆未滿ノ三等乗客ニモ課稅スルコトトシ、又急行料金ニ對シテモ一割ノ課稅ヲ行フコトト致シテ居ルノデアリマス
次ニ取引所稅中取引稅ニ付キマシテハ、最近ニ於ケル株式取引ノ狀況ニ照シ、尙ホ增徵ノ餘地アリト認メラレマスノデ、株式ノ賣買取引ニ對スル稅率ヲ相當引上グルコト致シマシタ、尙ホ其ノ他骨牌稅及ビ狩獵免許稅ニ付キマシテハ、最近數次ノ增稅ニモ拘ラズ、是ガ稅率ノ引上ヲ見ナカツタノデアリマスガ、此ノ際一般的ニ增徵ヲ行ヒマスルニ伴ヒマシテ、此ノ兩稅ニ付テモ相當ノ增徵ヲ行フヲ適當ト認メ、ソレト適當ト認ムル稅率ノ引上ヲ行フコト致シテ居ル次第アリマス
尙ホ以上ノ改正ノ外、支那事變特別稅法ノ廢止ニ伴ヒ、同法中ニ於ケル建築稅ニ關スル規定ヲ其ノ儘取廳ニマシテ、建築稅法ヲ制定スルト共ニ、物品切手ニ對スル印紙稅法ニ移シ、稅ノ增徵ニ關スル規定ヲ、印紙稅法ニ移シ

規定スルコトニ致シタ次第デアリマス
次ニ臨時租税措置法ノ改正ニ付キ説明致シ
タイト存ジマス、曩ニ本會議ニ於テ申述
ベマシタルガ如ク、税制ノ改正ト經濟諸政
策トノ調和ニ關シテハ、増税額ノ決定並ニ
配分、企業ニ對スル課税、配當利子所得ニ
對スル課税、間接税課税物件ノ選擇等ニ關
聯シテ、十分ノ留意ヲ致シタ次第デアリマ
スガ、此ノ際生産力ノ擴充其ノ他時局下
緊要ナル經濟諸政策ノ遂行ニ資スル爲、臨
時租税措置法ヲ改正シテ、租税上ノ必要ナ
ル措置ヲ講ズルコト致シマシタ
其ノ第一ハ法人ノ留保所得ニ對スル課税
輕減ノ制度ヲ擴張シタコトデアリマス、即
チ現行法ニ於キマシテハ、法人ガ所得ノ四
割以上ヲ留保シテ、之ヲ生産設備ノ擴張、
國債ノ保有等ニ運用致シマシタ場合ニ於テ
ハ、其ノ運用金額ノ百分ノ一・四五ニ相當ス
ル所得税ヲ、輕減スルコトニ致シテ居ルノ
デアリマスガ、今回ハ所得ノ三割以上ヲ留
保シタル場合ニ、其ノ運用金額ノ百分ノ三・
六ニ相當スル法人稅ヲ輕減スルコトト致シ
マシタ

亞鉛鑛、硫化鐵鑛、「ニッケル」鑛、「マンガ」
ン」鑛、石油等ノ重要鑛物ノ增産ヲ圖ルコ
トハ、時局ニ鑑ミ緊要ナリト認メラルルノ
デマリマスルガ、鑛業ニ對スル課稅制度ノ
改正ニ伴ヒ、負擔ノ増加ヲ來ス方面モアリ
マスノデ、是等ノ重要鑛物ヲ目的トスル鑛
業ヨリ生ズル所得ニ對シテハ、臨時租稅指
置法ニ依リ、分類所得稅及ビ法人稅ノ稅率
ヲ、ソレノ百分ノ二ダケ輕減スルコトト
致シテ居ルノデアリマス、尙ホ是ト共ニ、
重要鑛物ノ採掘ヲ開始シタル者、又ハ設備
ヲ増設シテ採掘ヲ爲ス者ニ對シテハ、新ニ
一定年間所得稅、法人稅及ビ營業稅ヲ免除
スルコト致シテ居リマス。

第四八事業會社ニ對スル加算稅ノ適用ヲ
著シク緩和スルコトト致シマシテ、產業ノ
發展ニ支障ナキヤウ努メタ次第デアリマス
付テハ、法人稅ニ於ケル稅額加算ノ條件ヲ
當ニ對スル課稅ノ輕減デアリマス、既ニ御
説明致シマシタ如ク、株式ノ配當ニ付キマ
シテ居リマス關係上、今回ノ源泉課稅ニ依
リ、其ノ經營ニ相當ノ影響ヲ及ボスモノア
リ、源泉課稅ヲ行フコトト致シタノデアリマス
ガ、生命保險會社ハ相當多額ノ株式ヲ所有
保険業ノ實情等ヲモ考慮シテ、經過的ナ措
置ト致シマシテ、生命保險會社が從來ヨリ
引續キ所有スル株式ノ配當ニ付、源泉課稅
ノ稅率ヲ百分ノ十ヨリ百分ノ六ニ輕減シテ、
是ガ負擔ノ增加ヲ緩和スルコトト致シタ次
第デアリマス

尙ホ以上ノ外臨時租稅措置法ニ付キマシ
テハ、樽入黒糖等ノ容器トシテ、樽以外ノ
モノヲ認容スルコトト致シマシタ外、各稅
ノ改廢ニ伴ヒマシテ、ソレノ必要ナル改
正ヲ施スコトト致シタ次第デアリマス、以
上ハ國稅各稅ノ改正ノ概要ニ關スル說明デ
アリマス

此ノ機會ニ於テ地方稅ノ改正ニ付キマシ
テモ、簡單ニ説明致シマス、地方稅制ノ改
正ニ當リマシテハ、地方稅負擔ノ均衡ト、
地方財政ノ基礎ノ確立等ヲ目標ト致シマシ
テ、地方稅制ノ根幹ニ二ツノ重要ナル改正
ヲ行ハントスルモノノデアリマス

其ノ一ハ、直接國稅體系ノ改組ト關聯致
シマシテ、地租、家屋稅及ビ營業稅ノ如キ
物稅ヲ以テ、地方團體ノ獨立財源ノ中心ト
シ、地方稅ヲシテ應益課稅ノ原則ニ適合ス
ル稅種ニ依存セシムルコトト致シタ點デア
リマス、唯課稅ノ方法ト致シマシテハ、負
擔ノ均衡ヲ期スル等ノ理由ニ依リマシテ、
是等諸稅ノ一部ハ之ヲ國ニ於テ徵收シ、其
ノ收入ヲ還付稅トシテ、是ガ徵收地タル府
縣ニ還付スルコトトシ、又地方團體ハ之ニ
相當額ノ附加稅ヲ賦課スルコトト致シテ居
ルノデアリマス、而シテ其ノ負擔ノ程度
ハ、三稅間ノ均衡ヲモ考慮致シマシテ、國
稅及ビ附加稅ヲ通ジ、地租ハ土地質貸價格
ノ百分ノ八、家屋稅ハ家屋ノ質貸價格ノ百
分ノ七、營業稅ハ營業純益ノ百分ノ六ヲ目
標稅力等ヲ標準トシテ、調整的ニ交付スル
稅、入場稅及ビ遊興飲食稅ノ各一部ヲ以テ
配付稅トシテ、各地方團體ニ對シ人口、
課稅力等ヲ標準トシテ、調整的ニ交付スル
稅ト致シテ居リマス、而シテ此ノ分與稅
制度ノ創設ト共ニ、從來負擔均衡ノ上カラ
鬼角ノ非難ガアリマシタ戸數割ハ之ヲ全廢
シ、新ニ負擔分任ノ精神ヲ充足セシムル爲
市町村獨立稅トシテ、市町村民稅ヲ創設ス
ルコト致シテ居ルノデアリマス、尙ホ
其ノ他所得稅附加稅ハ之ヲ廢シ、法人稅ニ
付テハ附加稅ノ賦課ヲ認メザルコトト致シ

百万圓、初年度タル昭和十五年度約五億一千八百万圓ノ增收ト相成ルノデアリマス、國民總所得而シテ以上ノ外ニ地方分與稅分與金特別會計ノ歲入ニ所屬セシムルコト致シマシタ地租ト營業稅ノ收入ガ、平年度九千八百餘万圓、初年度七千六百餘万圓デアリマスノデ、是等ヲ通ズル一切ノ國稅トシテハ、平年度約八億一千四百万圓、昭和十五年度約六億四百万圓ノ增收ト相成リマス見込デアリマス、併シナガラ一面地方稅ノ改廢ニ件ヒ、地方分與稅分與金トシテ、地方團體ニ交付スル金額等ガ從來ノ臨時地方財政補給金ノ外ニ、平年度約三億三百万圓、初年度約二億三千万圓ダケ増加スルコトニナツテ居リマスノデ、差引國庫收入ノ純增加ハ平年約五億一千万圓、初年度約三億七千三百萬圓ト相成ル見込デアリマス、以上稅制改正ニ關スル諸法案ニ付説明致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御贊成アランコトヲ希望致シマス

○堀切委員長 只今ノ御説明ニ付テ内容ノ

意味等ハ他日御尋致ストシテ、何カ御話ニ

ナツタ文句ノ中ニ不明ダツタトカ、聽漏ラ

シタ點等ガアリマシタナラバ、此ノ際御尋

置キヲ願ツテ置ケバ結構ダト思ヒマス

一寸只今御讀ミニナリマシタ中デ株式等ノ取得ニ要シタル利子ヲ引クト云フ所ニ

「等」ト云フ字ガアツタヤウデアリマシタガ、

果シテサウデセウカ

○櫻内國務大臣 ゴザイマス

○堀切委員長 有難ウゴザイマシタ、サウ

スルト株式バカリデハナイ譯デスネ、株式

等ノ取得ニ要シタル利子ヲ引クト云フコト

デスナ

リマスガ、私ノ方デ此處ニ書イタモノガアリマスカラ之ヲ讀ミ上ゲマス、國民總所得及ビ貯蓄額(最近五箇年)月別物價勞銀金利指數(最近五箇年)自然增收額(昭和十二年十三年十四年、但シ増稅ヲ控除シタルモノ)大正十三年以來稅法改正一覽表、國稅各稅種收入見込表、所得稅種別(第一種、第二種、第三種)收入額(最近五箇年)所得稅階級別納稅人員數、臨時利得稅調定額(十四年度)遊興稅ノ豫定ト實蹟(府縣別但シ十四年度見込)物品稅ノ豫定ト實蹟(但シ十四年八見込)地方稅收入額(府縣別種別、府縣稅、市稅、町村稅最近五箇年)自動車稅及ビ自轉車稅額(府縣別)專賣益金表(最近五箇年内地、朝鮮、臺灣)國稅、滯納處分表(最近五箇年間)接犯罪者處分法ニ依ル處分數(最近五箇年)是ハ重複スルカモ分リマセヌガ、若シ重複ガアリマシタラ一ツ御訂正ヲ願ヒタイ、各稅勅令(其ノ他委員命令事項)案要綱、各稅改正稅額及ビ增收額内譯(初年度ト平年度共)配當所得二割控除廢止ニ因ル增收額、株式取得ニ要シタル負債利子控除ニ因ル減收額、總テノ負債ノ利子ヲ控除スル場合ノ減收額、配當所得計算期間ヲ暦年ニ改ムル場合ノ減收額、法人利益計算上從來通り稅金ヲ損金トスル場合ノ減收額、法人稅、臨時利得トヲ區別願ヒタイノデス、同族會社加算稅規定改正ニ因ル殘餘財產ノ出資超過額ヲ配當トスルニ因ル增減額、臨時租稅措置法改正ニ因ル減收額、各稅別各事項毎ニ御願致シマス、直間國稅負擔額調(改正現行比較)直接稅ト間接

稅及ビ其ノ他稅トノ割合(最近五箇年)地方稅制改正ニ因ル地方稅增減收額(改正現行比較)私ノ要求スル大體ノ資料ハ是ダケデアリマス、後程必要ガアリマシタラ追加致シマス

○堀切委員長 出來ルダケ調べテ出シテ戴キマス

○高橋委員 私ノ要求スル資料ヲ申上ゲマス、一、稅制改正ニ對スル主稅局ノ原案、

二、改正稅法ニ附隨スル勅令案又ハ命令要項、三、稅制調查會ノ速記錄、四、昭和五

年以來ノ國民所得調、以上デアリマス

○立川委員 私モ資料ヲ請求シマスガ、重複シタモノガアツタヤウニ存ジマスガ、是ハ適當ニ御取捨ヲ願ヒマス、新舊法律ノ各

對照表、勅令、命令各要項全部、增收額算出ノ根據ノ表、ソレカラ個人事業所得者ノ

四百圓、二千圓、四千八百圓、五千圓、一

万圓、三万圓、五万圓、八万圓、十万圓、

十五万圓、二十万圓、二十五万圓、三十万

圓、五十万圓ノ各事業所得者ノ新稅法ニ依

ル納稅額計算表、五、資本金二百万圓拂込

濟積立金ナシノ法人ガ年額二十万圓、二十

五万圓、三十万圓、四十万圓、五十万圓ノ

各事業所得ヲ得タ場合ノ新稅法ニ依ル納稅額

ノ計算表、並ニ此ノ純益ヲ法人ガ納稅シタ

ノ残存金ヲ同一家族ニ全部配當シテ、其ノ

配當金ヲ受取ツタ個人ハ、其ノ個人ノ新稅

額、綜合所得計算上分類所得稅ヲ控除ス

ル場合ノ減收額、解散法人ヨリ分配ヲ受ク

ノ残存金ヲ同一家族ニ全部配當シテ、其ノ

複シタラ適當ニ取捨ヲ願ヒタイト思ヒマス、第一ハ所得階級別所得稅負擔金調（現行法及ビ改正案トノ比較）二、所得階級別納稅人員所得額及ビ納稅額調、三、右改正案ニ依ル見込額調、四、國民所得ニ對スル租稅負擔ノ割合（現行及ビ改正案）五、右莫米佛獨伊等トノ比較、六、所得金千圓、三千圓、五千圓、七千圓、一万圓ニ於ケル不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得ノ負擔稅額比較（地方稅ヲ含ム）七、所得中ニ各種所得ヲ含ム場合ニ於ケル所得稅額算出ノ計算例、八、最近三箇年ニ於ケル直接稅及ビ間接稅收入額並ニ割合、九、右改正後ニ於ケル見込、十、最近五箇年ニ於ケル不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得ノ所得金額調、十一、現行稅制トノ比較ニ於ケル改正案ニ依ル稅收増減ノ一覽表、十二、全國諸會社ノ留保所得調（最近三箇年）、十三、租稅臨時措置ニ依リ減免セラレタル稅額調、十四、物品稅實施以來ノ種目別稅收調、十五、所得金額四百萬圓ヲ超エル者ノ數、納稅者名、所得內容、十六、稅制改正ニ伴フ勅令及ビ省令案要項、以上デアリマス

○立川委員 追加ヲ致シマス、一、最近五箇年間府縣歲入歲出決算合計額表、二、同表、三、同ジク最近五箇年間町村歲入歲出決算合計額表、四、改正案ニ依ル平年度府縣市町村別各稅收入見込額、以上デアリマス

○高橋委員 先程私ヨリ請求致シマシタル、稅制調查會ノ速記録ハゴザイマセウカ

○大矢政府委員 稅制調查會ノ速記録ハゴザイマセヌ、尙ホ其ノ他御要求ニナリマシ

タ資料ハ、出來ルダケ速ニ調製シテ提出致シタイト存ジマスガ、本日御配リ致シマシ

タ資料ノ中、「租稅ニ關スル參考計表」ト云フモノニ、相當部分入ツテ居ルヤウデゴザ

イマス、ソレカラ「稅制改正ニ因ル租稅及印紙收入歲入額增減表」ト云フ資料ノ中ニ

モアルト存ジマス、ソレカラ立川サンカラ、所得稅ニ於ケル最高制限ノ規定ヲ撤廢シタカラ、其ノ結果純益ヨリモ納稅額ノ方

ガ多クナル場合ガアルノデハナカラウカト云フ御尋ニアリマシタガ、是ハゴザイマセス、隨テ此ノ資料ハ提出致シ兼ネマス

○堀切委員長 各委員カラ御請求ガ多イヤウデアリマスガ、是ハ御尤モナコトデ、

云フ御尋ニアリマシタガ、是ハゴザイマセス、隨テ此ノ資料ハ提出致シ兼ネマス

ガ多クナル場合ガアルノデハナカラウカト云フ御尋ニアリマシタガ、是ハゴザイマセス、隨テ此ノ資料ハ提出致シ兼ネマス

○堀切委員長 各委員カラ御請求ガ多イヤウデアリマスガ、是ハ御尤モナコトデ、

云フ御尋ニアリマシタガ、是ハゴザイマセス、隨テ此ノ資料ハ提出致シ兼ネマス

ガ多クナル場合ガアルノデハナカラウカト云フ御尋ニアリマシタガ、是ハゴザイマセス、隨テ此ノ資料ハ提出致シ兼ネマス

○堀切委員長 各委員カラ御請求ガ多イヤウデアリマスガ、是ハ御尤モナコトデ、

云フ御尋ニアリマシタガ、是ハゴザイマセス、隨テ此ノ資料ハ提出致シ兼ネマス

○堀切委員長 各委員カラ御請求ガ多イヤウデアリマスガ、是ハ御尤モナコトデ、

午後二時三十五分散會

○石坂（繁）委員 私モ資料ヲ要求致シマス、第一、地方債ノ總額、之ヲ道府縣債ト市町村債ニ分ケテ御調ヘヨ願ヒタイ、第二、現行制度ニ於ケル家屋稅、雜種稅及ビ所得稅、營業稅ノ附加稅ノ總額、之ヲ道府縣ノ收入ト市町村ノ收入ニ分ケテ願ヒタイ、第三、現行制度ニ於ケル地方團體ノ委任事務費ノ總額、是モ道府縣ノ負擔ト市町村ノ負擔ニス

所得稅法ヲ承知致シタイノデアリマス、ソレニ關スル資料、以上デアリマス

○堀切委員長 小山君ニ一寸御相談致シマス、御請求ノ中ノ一番最初ニアリマシタモノハ、高橋君ノ御請求、河野君ノ御請求ト共通シテ居ルヤウデアリマス、最近ノ國民所得ト云フノデアリマスガ、是ハ御尤モナコトデ、

國民ノ所得ガ幾ラアツテ稅ヲ幾ラ取ツタラ宜イカ、基礎デスカラ、之ニ付テハ内閣統計局長ニ來テ貴ツテ、政府委員ニナツテ居ルヤウデアリマスカラ、此ノ根本ニ付テ一ツ聽イテ見タラ如何デセウカ、私共毎年貴フガ、昨年貴ツタモノニ依ルト、昭和五年マデシカ出テ居ナイ、其ノ五年ノ國民所得ノ總額ガ百六億トカ何トカ云フノデスカラ、

今年ノ政府ノ豫算殆ド全部ガ、國民所得ニ該當スルヤウナコトニナツテ居ルノデス、其ノ後殖エタモノデ國民ガ暮シテ居ルヤウナ譯デ、其ノ後ドレ程殖エタカ、是ハ根本的ノ問題グラウト思ヒマスカラ、統計局長ニモ此ノ次ハ來テ戴イテ、御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレデハ今日ハ此ノ程度デ散會致シマス、次會ハ公報ヲ以テ御知ラセスルコトニ致シマス

昭和十五年二月十四日印刷

昭和十五年二月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局